

## ●通知カードと個人番号カード交付申請書の見本



表



裏

### マイナンバーに関する Q&A



#### 通知カードや個人番号カードを失くしたらどうしたらしいいの？

住民票のある市町村の窓口に申請すれば、通知カードや個人番号カードの再交付を受けることができます。枕崎市の場合は、市民生活課市民係に申請してください。ただし、再交付手数料として通知カードは500円、個人番号カードは800円(電子証明書の再発行手数料は別途200円)が必要になります。また、再交付されるまでには一定の期間を要します。



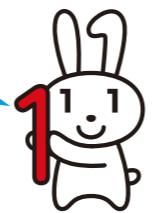
#### 自分のマイナンバーを使用するのはどういう時なの？

就職、年金受給、年末調整、福祉手続等に必要です。手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを教えてはいけないようにしてください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使わないでください。



#### 個人情報の漏えいとか、管理は大丈夫？

マイナンバー制度では、「従来に比べ罰則を強化」、「個人情報は今までどおり分散して管理」、「情報にアクセスできる人は制限・管理」、「行政機関間の通信は暗号化」など、制度面やシステム面での措置を講じていて、安心・安全な仕組みとなっています。



# マイナンバー制度 はじまります



## マイナンバーとは

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。マイナンバーは、国や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。マイナンバーは各機関が管理する個人情報が同じ人の情報を正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、次のようなメリットをもたらします。

### 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。これにより、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。また、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

### 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

### 行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

## 10月以降「通知カード」が送付されます

10月からマイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」が、住民票の世帯ごとに簡易書留で送られてきます。

**マイナンバーは生涯にわたって使うものです。絶対に捨てないでください。**

封筒が届いたら次の書類が入っているか確認してください。

- 「通知カード」、「個人番号カード」の交付申請書
- 申請用の返信封筒
- マイナンバーについての説明書類

※12月までに通知カードが届かなかった場合は、市民生活課市民係までご連絡ください(通知カードが配達されなかった場合は、一定期間市役所で保管しています。市役所でお渡しする際に本人確認等の手続きを行いますので、必ず事前にご連絡ください)。

■問合せ 市民生活課市民係 TEL72-1111(内線149)